

# 中田中央公園特記仕様書

## 1 概要

所 在 地	泉区中田町 2989
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	平成 13 年 5 月に開園した地区公園で、公園内には野球場やレストハウスのほか雑木林があり、宇田川（村岡川）が敷地の中央を通過する形で南北に流れています。富士山がよく見える所もあり、散策する方も多い公園です。 令和 2 年度 川沿いに 2 段擬木柵設置
面積	29,000 m <sup>2</sup> (地区公園)
有料施設	利用対象施設 野球場 面数 1 面 現行の利用料金 1 面 1 時間 1,300 円 対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール 開場期間 3 月の第 3 土曜日～12 月第 3 日曜日※ 1 休場日 毎月第 1 ・ 第 3 ・ 第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)
附帯設備	野球場 (1 面)、雑木林、記念碑、管理棟、倉庫ほか
電気設備等	1 高圧受変電設備 (電気室) (1) 屋内キュービクル 3 面 (高圧盤 1 面、低圧配電盤 2 面) (2) 動力用変圧器 50kVA 1 台 (3) 電灯用変圧器 50kVA 1 台 (4) 高圧コンデンサー 21.3kvar 1 台 (リアクトル付) 2 負荷設備 (1) 分電盤 3 面 (2) 制御盤 1 面 3 園内灯設備 (1) 園内灯 (200W) 26 基 (園内灯のうち 2 基は LED に交換) (2) 分電盤 2 面 (3) 球交換 水銀灯は同等照度のセラメタ又は LED に交換してください。 4 放送設備 (1) 放送設備ラック (アンプ、電源装置、再生装置、プログラム他) (2) スピーカー 16 台 5 空調設備 (1) 事務室 (天井カセット サンヨー SPW-CHJ63U) (2) 室外 (マルチエアコン サンヨー SPW-CHJ224U)

※ 1

3 月第 3 土曜日～5 月 15 日、8 月 16 日～12 月第 3 日曜日	9:00～17:00
3 月第 3 土曜日～5 月 15 日、8 月 16 日～12 月第 3 日曜日の第 2 、第 4 月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00
5 月 16 日～8 月 15 日	9:00～19:00

5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～19:00
---	-------------

## 2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点検	高压受電設備	電気室及びキュービックル	定期点検 巡視点検	年1回（法定点検） 月1回（法定点検）
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	年1回（法定点検）
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回
	放送設備	屋外スピーカー他	点検清掃	年1回
	空調設備	管理棟	点検清掃	年4回
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	点検時・隨時
	修繕	各々設備	部品交換等	隨時

## 3 特記事項

### (1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

### (2) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所へ管理許可を申請し、許可を受けた後に、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

### (3) 高圧受変電設備について

指定管理者は、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行います。

### (4) 未公開区域（公園予定地）の管理について

未公開区域は、現在、南部公園緑地事務所が管理を行っています。今後、拡張整備工事を実施する可能性があり、拡張整備工事を実施した区域については指定管理者が管理運営を行う予定です。その際は指定管理料の取扱い等について横浜市と指定管理者で協議します。

また、未公開区域外周のバリケードやフェンス等に異常を確認した場合や侵入者等がいる場合は速やかに南部公園緑地事務所に連絡してください。

### (5) 水路の管理について

公園に隣接する水路があり、泉土木事務所が管理をしています。境界部分について、泉土木事務所と協議の上、管理境界を確認し、書面に記した上、年度協定に添付してください。

### (6) 野球場の地元優先利用について

野球場の優先利用枠の中に地元優先枠があります。地元及び南部公園緑地事務所等と協議し、地元優先枠を確保してください。

### (7) 現在、現指定管理者（債権者）からの申立てにより、特定の来園者（債務者）に対して民事保全法に基づき裁判所が公園の利用に係る仮処分の決定をしています。このことについて、指定候補者となった団体へ南部公園緑地事務所より説明をする予定です。

(8) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。

#### 4 課題等（様式25記載事項）

- (1) 公園内に河川が流れていますが、その活用について、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (2) 公園には雑木林もあり、その管理運営等が必要となっています。応募団体が考える管理運営手法や雑木林の利活用について、提案してください。
- (3) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。
- (4) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

#### 5 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応（様式26記載事項）

※「コロナ禍で、緊急事態宣言期間ではない状態」を想定して記載してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る取組について、具体的に説明してください。

※具体的な感染防止対策、他施設等での感染防止対策実績、新型コロナウイルス感染症等の影響による利用料金収入減に対する対応策、感染防止の観点を踏まえた予約受付の提案等について記載してください。
- (2) 「新しい生活様式」や、横浜市の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」、業種、施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえたうえで、本公園においてどのように公園の魅力や多様な楽しみ方等を発信するか、また、自主事業・イベント実施時の工夫等について提案してください。
  - ・「新しい生活様式」を踏まえた身近な公園利用のポイント（国土交通省）  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000345.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000345.html)
  - ・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)